

青森ねぶた祭における地域材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、青森ねぶた運行団体協議会・青森ねぶた制作者一同（参画する運行団体・制作者は別紙のとおり）（以下「甲」という。）、青森県木材協同組合（以下「乙」という。）、青森市（以下「丙」という。）は、青森ねぶた祭における地域材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「青森ねぶた祭における木材の利用の促進に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

（1）甲による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

・甲は、青森ねぶた祭で運行する大型ねぶた（以下「大型ねぶた」という。）の制作にあたり、骨組みや台座等に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や地域の活性化等へ貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の利用に努めることにより、SDGsに貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

・甲は、大型ねぶた1台当たり0.3m³以上の地域材を利用する設計を基本とするよう努める。また、その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用するよう努める。

・甲は、必要な地域材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。

・甲は、青森ねぶた祭以外においても、建築物の建築などの際に積極的に地域材を利用するよう努める。

（2）乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

・乙は、甲による大型ねぶた制作にあたり、地域材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

・乙は、甲による大型ねぶた制作にあたり、あらかじめ供給体制を整え、大型ねぶた制作で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。

・乙は、甲の大型ねぶた制作で利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。

3 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として、積極的に広報する。

4 構想の対象区域

青森市

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

6 その他

（1）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定められた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その1通を保管する。

令和7年4月18日

甲 青森ねぶた運行団体協議会 会長

山内 誠

青森ねぶた制作者一同 代表

竹浪 以呂央

乙 青森県木材協同組合 理事長

島 英樹

丙 青森市長

西 秀記